別記様式第四を次のように改める。

別記様式第四（第一条の十六関係）

役員又は管理若しくは監督の地位に就いていた者が再就職した場合の届出

（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第17条の２関連）

年　　月　　日

年金積立金管理運用独立行政法人理事長　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

年金積立金管理運用独立行政法人法第17条の２の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏名	（　　）
2	生年月日	年　月　日
3	離職時の地位	
4	離職前の求職開始日	年　月　日 （□離職前の求職開始日がなかった場合）
5	離職日	年　月　日
6	再就職日	年　月　日
7	再就職先の金融事業者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称： 連絡先：
8	再就職先の金融事業者の業務内容	
9	再就職先の金融事業者における地位	
10	求職の承認の有無	□有　□無
11	離職後の就職の援助 （□離職後の就職の援助がなかった場合）	

（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

（記載上の注意）

1　上記の「離職前の求職開始日」とは、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成16年政令第366号）第８条第４号イからハまでに掲げる日のいずれか早い日をいう。

2　□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

附　則

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令別記様式第四の様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第十七条の二の規定による届出について適用し、施行日前にされた同条の規定による届出については、なお従前の例による。